



経営改善に向けた 各種取組を支援します

ヘルパーの確保に向けたホームページ開設や、
経営改善に向けて社労士等の支援を受けるための経費等を補助します。
ぜひご活用ください。

対象者

栃木県内の訪問介護事業所等^(※)

※訪問介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所に限る

申請期限

令和8(2026)年7月16日(木)

申請先

栃木県高齢対策課介護事業者担当

《申請方法》

- ・ホームページから申請書類をダウンロード
- ・申請書類を作成の上、「栃木県電子申請システム」で提出

https://www.pref.tochigi.lg.jp/e03/welfare/koureisha/kaigohoken/houmonkaigo_keieikaizen.html

【補助の対象となる取組】

取組内容	補助上限額 ^(※1)
介護人材や利用者の確保のための広報活動 (例) ホームページの開設・改修 リーフレットやチラシの作成、印刷	30万円
事業所の経営改善 (例) 各種加算の新規取得のためにコンサル事業者や社労士等の支援を受ける	40万円
登録ヘルパー等の常勤化 (例) 登録ヘルパーが希望する場合に常勤職員として雇用(賃金の差額を補助)	1人につき1月当たり 10万円 ^(3か月まで)
小規模法人等の協働化・大規模化 (例) 合同での研修会や採用説明会の実施による介護人材の確保・育成等	1事業者グループ ^(※2) 当たり 150万円

※1 1事業所(グループ)当たり上限額。申請多数により減額する場合があります。

※2 事業者グループの要件等の詳細は、補助金交付要領(上記ホームページに掲載)をご確認ください。

※3 交付決定前に発注等を行ったものは補助対象外となります。

※4 事業完了後に発注書、納品書のほか、請求書・領収書等支払を証明する書類の提出を求めますので、適切に保管願います。

【申請・お問い合わせ先】

栃木県 保健福祉部 高齢対策課 介護事業者担当

〒320-8501 宇都宮市埜田1-1-20 県庁舎本館4階

TEL: 028-623-3149 FAX: 028-623-3058 E-mail: kaigohoken@pref.tochigi.lg.jp